

令和4年1月吉日

MIRIVE会員各位

MIRIVE事務局
(埼玉・大阪・愛知)

住所変更後のナンバープレート交換を猶予された車輛の 出品時と落札後のお取り扱いについて

いつもご利用いただき、ありがとうございます。

今月より始まりました標記車輛につきまして、以下のように取り扱うことと致しました。

ご出品の際、名義変更の際は、ご注意くださいようお願い致します。

なお、交換猶予の制度の詳細は、国土交通省のWEBサイトをご参照下さい。

出品会員様への注意

1. 出品票には、現車に装着されたプレート番号を記入して下さい。
2. 名変後、猶予中のプレート交付料が請求されますので、ご精算をお願いします。

落札会員様への注意

1. 出品票と車検証のナンバーが異なります(車検証の備考欄と一致)。
2. 名変時に猶予中のプレート交付料がかかりますので、お立替をお願いします。
3. 立替金は計算書で精算しますので、事務局までお届けください。その際には、
 - ① 請求期限は、名変完了届の提出期限と同一とします(名変期限の5日後17時)
 - ② 名変「前」の車検証、または現在登録証明を添付して下さい。
 - ③ 立て替えた金額が通常の交付料と異なる場合、領収証も添付して下さい。
4. 別途費用がかかった場合でも、精算は猶予中のプレート交付料のみとなります。
(現登取得料、代行手数料などは対象外です)
5. プレートと同一管轄内であっても、必ずナンバー交換が必要です。ご注意下さい。

以上

住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越し時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予**する。
- **令和4年1月の運用開始**に向けて、システム改修等の準備を進める。

